

## 随意契約理由書

### 工事名：大池用水施設（31-2）工事（その2）

本工事は、都市整備部河川室による佐野川の治水計画の一貫として、農業用ため池である「大池」を治水活用するための農業用水パイプラインを熊取町道敷きの下に埋設する工事です。

本工事の施工場所は、本年度に熊取町が実施する上下水道の改修工事(以下、水道工事と記す)の施工場所と重複しています。

この町道は幹線で、南海バスのルート上でもあり、周囲は住宅や事業所が立ち並び、終日交通量が非常に多いうえに、歩道の整備が一部のみしかされておらず、歩行者及び自転車の通行には危険が伴う道です。

この町道にて、本工事と水道工事を同じ時期に別々の施工業者で施工すると、

- ・ 工事場所が近接する区間（100m以内）では警察署の通行規制の許可が降りず、双方の工程調整が複雑化し、工事の遅延になります。
- ・ 狭い区域で輻湊する通行規制への地元住民の調整と理解を得るのが困難で苦情が殺到します。
- ・ 万一、施工中の事故や、工事後の瑕疵事象が起きた場合の責任範囲が複雑です。

などの点で、円滑で安全な工事施工が期待できません。

また、熊取町からも両工事を一括した施工を要望されており、管理設後の町道舗装の本復旧の一部は、水道工事にて施工することで協議が整っています。

そこで、本工事を円滑、安全、安価に進めるためには、熊取町が既に契約している水道工事の施工業者である「株式会社阪南工務店」に、本工事も一括して施工させるしかありません。

以上のことから、本工事は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）により、「株式会社阪南工務店」から見積書を徴取するものとし、その見積価格が予定価格内であった場合、同社と随意契約を締結したい。